

(整理番号 2121)

長野地方最低賃金審議会第 5 回計量器等専門部会 議事要旨

開催日時	令和 3 年 10 月 22 日 13 時 30 分 ~ 15 時 50 分		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
議 題	1 計量器等最低賃金の改正審議について 2 答申及び部会長報告について 3 その他		
<p>1 長野県計量器等最低賃金の改正審議及び答申及び部会長報告について</p> <p>(1) 個別協議が繰り返され、その中で双方から提示された金額は、 労働者側 24 円アップの時間額 918 円 (前回から 2 円歩み寄り) 使用者側 22 円アップの時間額 916 円 (前回と変わらず) であり、金額の一致には至らず。</p> <p>(2) 労使双方から公益見解が求められ、公益委員が出した見解は、22 円アップの時間額 916 円というもの。 この見解について、委員の採決を執ったところ、 賛成 4、反対 3 と賛成多数となったが、全会一致ではないため答申まで至らず。</p> <p>(3) この部会結果を 10 月 28 日に開催する本審に報告し、そこで再度審議を行うこととなった。</p> <p>2 その他 特になし</p>			

(案)

令和3年10月22日

長野地方最低賃金審議会

会長 倉崎 哲矢 殿

長野地方最低賃金審議会

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金専門部会

部会長 倉崎 哲矢

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金の改正決定について(報告)

当専門部会は、令和3年8月23日長野地方最低賃金審議会において付託された標記について、慎重に審議を重ねたが労使の合意が得られなかったため、別紙1のとおり公益委員見解を示して採決を行った結果、賛成多数で別紙2の結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員	倉崎 哲矢
	沼尾 史久
	山本 恭子
労働者代表委員	佐野 亮一
	堀内 敬士
	山口 正巳
使用者代表委員	井出 康弘
	聲山 典生
	小林 健一

令和3年10月22日

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・
医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子
回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼
鏡製造業最低賃金の改正決定に関する公益委員見解

当専門部会は、県下の標記業種における経済・雇用状況、賃金実態調
査結果等の指標を参考とするとともに、労・使双方が慎重に審議を重
ねてきたところである。

しかしながら、当専門部会は、労・使の意見がまとまらず、遺憾
ながら結論を見いだせなかった。

このため、令和3年度の標記最低賃金の改正決定について、これ
までの審議を踏まえ、当専門部会の公益委員による見解を下記のと
おり取りまとめた。

なお、公益委員としては、労使双方とも公益委員見解を尊重し、
全会一致での結審を期待する。

記

- 1 最低賃金額については、時間額を22円引き上げて916円とする。
- 2 適用使用者及び適用労働者の範囲並びに除外賃金は現行どおりとする。
- 3 発効日は、法定どおりとする。

別紙 2

長野県計量器・測定器・分析機器・試験機、医療用機械器具・医療用品、光学機械器具・レンズ、電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具、時計・同部分品、眼鏡製造業最低賃金を次のとおり改正決定すること。

1 適用する地域

長野県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で次に掲げるいずれかの産業を営む使用者

- (1) 計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具製造業（測量機械器具製造業及び理化学機械器具製造業を除く。）
- (2) 医療用機械器具・医療用品製造業
- (3) 光学機械器具・レンズ製造業
- (4) 電子部品・デバイス・電子回路製造業
- (5) 電気機械器具製造業
- (6) 情報通信機械器具製造業
- (7) 時計・同部分品製造業
- (8) 眼鏡製造業（枠を含む。）
- (9) (1)、(2)、(3)、(7)又は(8)に掲げる産業において管理，補助的経済活動を行う事業所
- (10) 純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が(1)から(8)までに掲げる産業に分類されるものに限る。）

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- (1) 18歳未満又は65歳以上の者
- (2) 雇入れ後6月未満の者であって、技能習得中のもの
- (3) 次に掲げる業務（これらの業務のうち流れ作業の中で行う業務を除く。）に主として従事する者
 - イ 清掃又は片付けの業務

ロ 手作業による選別、袋詰め、箱詰め又は包装の業務
ハ 手作業により又は手工具若しくは手持空圧・電動工具
を使用して行う熟練を要しない部品の組立て又は加工の
業務

- 4 前号の労働者に係る最低賃金額
1時間916円
- 5 この最低賃金において賃金に算入しないもの
精皆勤手当、通勤手当及び家族手当
- 6 効力発生の日
法定どおりとする